

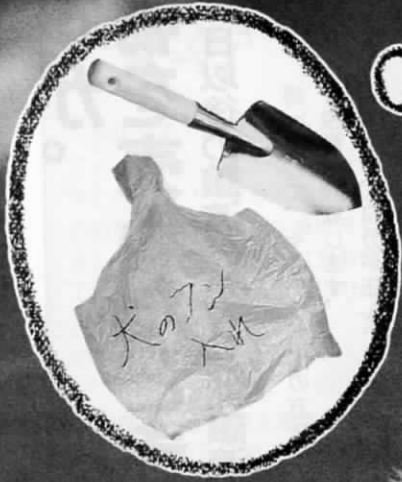
お知らせ版

あなたと町を結ぶ  
みんなの情報誌

広報

# おんが

6 No.509  
平成3年  
月25日号



ご主人さまあ〜。



# 知ってますか。土地や建物を売ったときの税金

平成4年1月1日以後の譲渡分から長期譲渡所得などの税率が改正

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは分離して税額を計算します。

「得」として、それぞれ左図の方法で税額を計算します。

譲渡所得は売った土地や建物をいつから所有していたかによって「長期」と「短期」に区分します。

平成三年中に土地や建物を売った場合には、取得時期が昭和六十年

十二月三十一日以前の場合を「長期譲渡所得」、昭和六十一年一月一日以後の場合を「短期譲渡所得」として、それぞれ左図の方法で税額を計算します。

ただし、自分が住んでいる家屋とその敷地を譲渡した場合とか、国や県市町村の収用事業のために土地などを譲渡したときは、特別控除として最高五千万円が控除できる場合があります。

また、事業用の資産を買換えた場合などで一定の要件に該当するときは、買換えの特例が受けられる場合があります。

これらの特別控除や特例は、申告を要件としています。

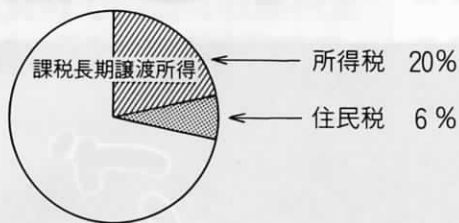
詳細については、役場税務課(☎二九三—二三四)へお尋ねください。



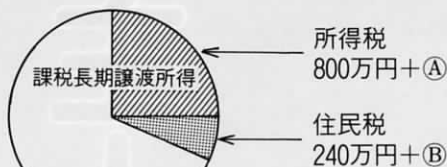
## 長期譲渡所得の税金の計算

譲渡所得から特別控除(通常は100万円)を差し引いた金額が課税長期譲渡所得になります。平成3年分の譲渡所得にかかわる税金の計算は4,000万円を超えるかどうかにより下図のように計算します。

▶ 課税長期譲渡所得が4,000万円以下のとき



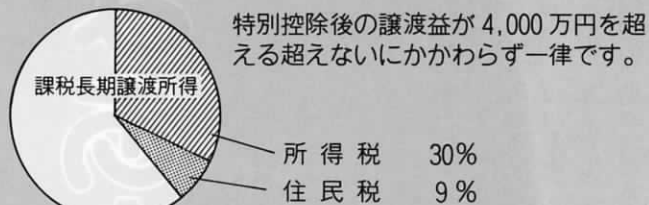
▶ 課税長期譲渡所得が4,000万円以上のとき



A = (課税長期譲渡所得 - 4,000万円) × 25%

B = (課税長期譲渡所得 - 4,000万円) × 7.5%

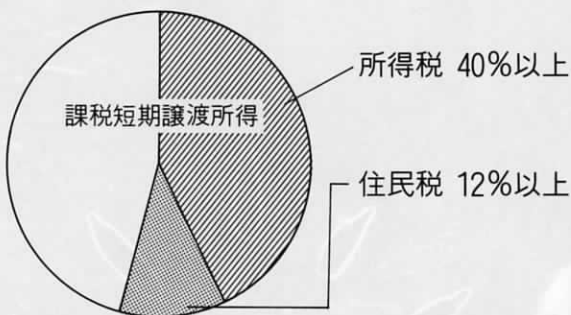
平成4年1月1日以後に売った土地などの税率はこのように変わります。



## 短期譲渡所得の税金の計算

短期譲渡所得には、通常、特別控除がありませんから、そのまま課税短期譲渡所得になります。

平成3年分の税金の計算は下図のとおりです。



※短期譲渡所得の税率は平成4年も変わりません。

●平成3年度税制改正表(土地譲渡益)

| 区分     |                               | 住民税                            |                     | 所得税 |     | 適用期日              |                   |
|--------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------|-----|-----|-------------------|-------------------|
|        |                               | 現行                             | 改正後                 | 現行  | 改正後 |                   |                   |
| 長期譲渡所得 | 4,000万円以下の部分                  | 6%   県2%<br>町4%                |                     | 20% |     | 平成4年1月1日以後の譲渡から適用 |                   |
|        | 4,000万円超の部分                   | 7.5%   県2%<br>町5.5%            | 9%   県3%<br>町6%     | 25% | 30% |                   |                   |
| 譲渡所得   | 優良住宅地等に係る長期譲渡所得               | 6%   県2%<br>町4%                | 5%   県1.6%<br>町3.4% | 20% | 15% | 平成3年1月1日以後の譲渡から適用 |                   |
| 所得     | 居住用財産に係る長期譲渡所得                | (現行) 4,000万円以下の部分(改正後) 6,000万円 | 4%   県1.3%<br>町2.7% | 同 左 | 10% | 同左                | 平成4年1月1日以後の譲渡から適用 |
|        | (現行) 4,000万円超の部分(改正後) 6,000万円 | 5%   県1.6%<br>町3.4%            | 同 左                 | 15% | 同左  | 平成4年1月1日以後の譲渡から適用 |                   |

第7回 遠賀町夏まつり  
水上カーニバル

遠賀町夏まつり水上カーニバル運営委員会  
☎ 293-6525



# 今年の水upperカーニバルは、ひと味違う!

- イカダ競技(アイデア)の部優勝賞金 **30万円**
- 本物の艇を使う町民レガッタ500メートル競技など

## 出場チームを募集します。

と き 9月8日(日)の午前7時30分  
と ころ 遠賀川漕艇場 特設競漕場

### 参加資格

中学卒業以上の人ならどんなにでも自由に参加できます。  
●町民レガッタ：町内に住んでいる人または勤めている人  
●イカダ競技(アイデアの部)：町内外自由参加です。

### 競技種目

- 漕艇競技(町民レガッタ)
- ①各区対抗の部(男・女)
- ②オープン部の部(町内事業所の男子のみ)
- イカダ競技
- ③アイデアの部

### 競技方法

●レガッタ部門(漕艇競技)  
予選→敗者復活戦→準決勝戦→決勝戦  
●アイデア部門(イカダ競

技)一定の時間帯を設け、コースを遊漕する間に審査を行います。

### コース

- レガッタ部門・500メートル6コース
- アイデア部門・500メートル1コース

### チームの編成

●レガッタ部門  
▽監督1人(1クルーに1人) 選手5人・漕漕1人の計7人とする。ただし、競技者は5人(漕漕4人・舵手1人)で監督は選手を兼ねることができません。  
▽クルー内でのポジションの変更は認めません。  
▽登録は1人1クルーとし、艇の兼ねもできません。

## 賞金(出場全チームに賞金)

◎レガッタ(区対抗・オープン)の部

|        |         |
|--------|---------|
| 第1位    | 60,000円 |
| 第2位    | 50,000円 |
| 第3位    | 40,000円 |
| 第4位    | 30,000円 |
| 第5位    | 20,000円 |
| 第6~10位 | 15,000円 |
| 第11位以下 | 10,000円 |

◎アイデアの部

|          |          |
|----------|----------|
| 第1位      | 300,000円 |
| 第2位      | 100,000円 |
| 第3位      | 70,000円  |
| 第4~6位    | 45,000円  |
| 第7~10位   | 35,000円  |
| 第11位~50位 | 25,000円  |



### 申込方法

所定の申込書(教育委員会社会教育課窓口にあります)に記入のうえ、申込みください。ただし、レガッタ区対抗の部については、区長を経由してください。また、アイデア艇のみ申込多数の場合は先着順(50チームまで)とします

### 受付期間・申込先

●受付期間 7月1日(月)から7月20日(土)まで(窓口受付は20日の17時まで、郵送の場合は7月20日必着とします。電話での受付はいたしません)

●申込先 〒811-43 遠賀郡遠賀町大字広渡23-6 遠賀総合運動公園 遠賀コミュニティセンター内 遠賀町夏まつり水上カーニバル運営委員会 ☎(293) 6525



# 暮らしの情報 Living Information

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 30 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 1  | 2  | 3  |

納税：町県民税1期 6月17日(月)～7月1日(月)

お問い合わせは…… 役場 ☎293-1234

## 募集・試験

### 平成3年度 砂利採取業務主任者試験

砂利の採取を行うときは、災害の防止について一定の知識・技能を持つ砂利採取業務主任者を事務所に常置しなければなりません。  
 ●とき 7月31日(水)の午前10時から12時まで  
 ●ところ 福岡県庁地下1号会議室  
 ●手数料 6、100円  
 ●受付期間 7月12日(金)まで  
 ●受付・問合わせ先 福岡県商工部工業保安課採石係 ☎092(651)1111

### 第一回吉備川上町で漫画グランプリの作品を募集中です。

岡山県川上町では、地域活性化として「漫画による町づくり」を推進しています。この度第一回吉備川上漫画グランプリを開催し、全国から作品を募集しています。  
 ●募集対象者 ①ジュニア部門(高校生・18歳以下) ②一般部門(プロ漫画家は除く)  
 ●対象漫画 1〜4コマ  
 ●テーマ 「山と人」  
 ●作品サイズ A3版以内のケント紙または画用紙で縦横は自由  
 ●賞金 大賞(ジュニア・一般)

### あなたは特技をフルに活かしていますか。

(財)福岡県内職センターでは、編み物などの内職を志す人に技術の補導と素材の斡旋を行い、製品化をお願いして、その加工賃を支払っています。お気軽に申込みください。  
 ●仕事の内容 ーター、カーディガンなどの編み物・フランス刺しゅう  
 ●申込方法 (財)福岡県内職センター 北九州駐在事務所 ☎(681)3779へ申込みください。

### グラウンドゴルフ教室に参加してみませんか。



グラウンドゴルフはルールが簡単初めての人も楽しくゲームがで

## 芦屋基地イベントのお知らせ

芦屋基地では、恒例の基地解放とイベントを夏休み期間中(8月1日～3日)に行います。家族や友だちと一緒に参加してください。  
 ●問合せ＝芦屋基地渉外室 ☎(223)0981

| 行事     | 期日           | 時間          | 内容                                       | その他   |
|--------|--------------|-------------|--|---|
| 航空教室   | 8月1日<br>8月3日 | 2泊3日        | ・隊内生活体験<br>・模擬飛行機操縦<br>・体験搭乗<br>・映画会、音楽会 | ・資格 中・高校生(男女)30人<br>・受付 ☎223-0981内線254へ。<br>・定員になり次第締切ります。<br>・締切日：7月19日(金) |
| 体験搭乗   | 8月2日         | 13:00～16:00 | YS-11型機で北九州上空を飛行<br>別に(案内状)を送付           | ・定員：60人(一般公募)<br>・電話受付 7月14日 午前9時から ☎223-0537<br>・定員になり次第締切ります。             |
| 映画会    | 8月1日         | 16:40～18:00 | ・アニメ映画<br>・刺映画                           | ・基地劇場で上映<br>○入場無料<br>○記念品贈呈   |
| 音楽会    | 8月1日         | 15:45～16:30 | 航空自衛隊西部航空音楽隊による演奏                        | ・基地劇場で演奏  |
| 納涼大踊り会 | 8月1日         | 18:45～21:00 | 各地区婦人会の皆様の競演<br>飛び入り大歓迎                  | ・基地中央グラウンド<br>・各種模擬店開店  |

## 海外開発青年募集

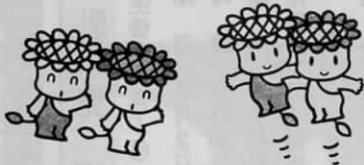
- アルゼンティン ●コロンビア
- ポリヴィア ●メキシコ
- ブラジル ●パラグアイ など

### 3年間 日系社会 体験移住

- 制度＝高い技術を持ち、中南米定着に強い関心を抱く青年達が現地日系社会の団体などで3年間ボランティア活動を体験して……定着に必要な適応性、将来計画を自ら確かめてもらいます。  
※往復旅費と現地生活費などは事業団で用意します。
- 資格＝満20歳から35歳までの人で高等学校卒業以上、または、これと同等の学力を有する男女。
- 体験活動する部門  
・農林水産・工業技術・教育文化・医療福祉・商業の5部門
- 申込期間＝7月10日(水)まで
- 申込み・問合わせ＝国際協力事業団九州支部 ☎092(451)3380へ。

# 文化ふれあい事業で ビックなプレゼント!

グリーンルネッサンス北九州'91の  
前売入場券の半額補助



本年度第1回目の文化ふれあい事業として、「自然と人とのすてきな関係」をテーマとしたグリーンルネッサンス北九州'91の前売入場券の半額を補助することになりました。前売券は役場社会教育課で用意していますので購入希望者は社会教育課までお申し込み下さい。ただし、お申し込みは町内在住者で本人と家族の人のみとします。

●補助を行う前売入場券の販売枚数  
1,000枚(先着順)

- 申込み期間 7月10日(水)まで
- 申込み方法 町教育委員会社会教育係に印鑑持参のうえ代金をそえて申し込みください。

|     | 大人     | 高校生  | 小・中学生 | 幼児   |
|-----|--------|------|-------|------|
| 前売券 | 1,000円 | 700円 | 500円  | 200円 |
| 補助金 | 500円   | 350円 | 250円  | 100円 |

※電話での受け付けはお断りいたします。

## お知らせ

### 潜在看護力活用講習会

県、看護協会では、看護職員確保対策の一環として、就業の促進を図るため、現在看護の現場を離

きます。ご家族・お友だちどうしで参加してみてもいいですか?  
初心者の方、歓迎します。  
●とき 7月7日(日) 12日(金) 13日(土) 20日(土) 28日(日) の5回コース  
いずれも9時30分~12時です  
1日だけの参加も出来ます。  
●ところ 総合運動公園内緑の広場  
●申込み先 遠賀コミュニティセンター内体育振興係  
☎(293) 6525  
電話による申込みも受け付けます。

### 心身障害児の保護者を対象に巡回教育相談を行います。

県教育委員会では、心身障害児の就学指導を円滑に進めるため、保護者を対象として教育相談を行います。  
●とき 7月25日(木)の9時30

れている人を対象に、再就職に備えた講習会を行います。  
●とき 8月5日(月)から9日(金)の午前9時30分から午後4時まで  
●ところ 新日鉄K・K・八幡製鉄所病院(八幡東区春の町1-1)  
●募集人員 50人  
●受講料 無料  
●申込締切 7月31日(水)まで  
●申込み・問合わせ先 遠賀保健所 ☎(201) 4161または福岡県看護協会 ☎092(714) 5203

みんなで防ごう土砂災害  
**土砂災害防止月間**  
建設省・福岡県  
6/1~6/30

分から16時30分まで  
●ところ 福岡県八幡総合庁舎2階第3会議室  
●対象 北九州教育事務所管内に住む心身障害児の保護者で相談を希望される人  
●相談内容 日常生活で困っている問題▽幼稚園・保育園などで困っている問題▽入学に関する問題など  
●申込方法 7月6日(土)までに役場2階の教育委員会へ申込みください  
●問合わせ先 遠賀町教育委員会 学校教育課 ☎(293) 1234

## 老人医療受給者証の切り替えを行います。

国保年金係

老人保健法 医療受給者証

|          |                  |
|----------|------------------|
| 市町村番号    | 27400704         |
| 受給者番号    |                  |
| 居住地      | 福岡県遠賀郡遠賀町        |
| 氏名       |                  |
| 生年月日     | 年 月 日 (男) 女      |
| 有効期間     | 66年6月30日 日から 日まで |
| 発行機関名及び印 | 遠賀町長             |
| 交付年月日    | 昭和 年 月 日         |

老人医療は、70歳以上(障害認定を受けた人は65歳から)の人の医療保険制度です。お医者さんにかかるときには、医療保険証(国民健康保険証・社会保険証など)と老人医療受給者証を持参して受診することになっています。  
今年(昭和66年)の切り替えは、現在交付している医療証の有効期限が平成3年6月30日(昭和66年6月30日)までの人です。  
6月30日)まで有効の人もおられますので、十分確かめて切り替えの手続きをお願いします。また、当日は、保健婦による健康相談も行いますのでご利用ください。

- とき 6月28日(金)・29日(土)の午前9時から12時まで
- ところ 役場玄関ホール
- 持参品 健康保険証・健康手帳・印鑑
- 問合わせ先 住民課国保年金係 ☎293-1234

# 健康ホットライン

保健衛生係からのお知らせ

2003(2003)1234 内線2503

## 乳児相談

▼生後3カ月～6カ月児対象

●期日 7月2日(火)

●時間 9時30分～10時30分

●場所 中央公民館和室

●持参品 母子健康手帳

●料 金 無料

●内 容 体重・身長測定

●料 金 無料

●内 容 4カ月児は小児ガンの検査セットを配布します。

●期日 7月9日(火)

●時間 9時30分～10時30分

●場所 中央公民館和室

●持参品 母子健康手帳

●料 金 無料

●内 容 体重・身長測定

●料 金 無料

●内 容 体重・身長測定

●期日 7月1日(月)

●時間 13時30分～15時30分

●場所 役場保健室

●持参品 母子健康手帳の交付

●料 金 無料

●内 容 新生児の扱い方

●料 金 無料

●内 容 母乳について

●料 金 無料

●内 容 印鑑(母子健康手帳受領者のみ)

●料 金 無料

●内 容 印鑑(母子健康手帳受領者のみ)

●料 金 無料

## 遠賀町でのゴミ収集料金は1カ月1世帯720円です。

遠賀町では、ゴミ収集を有料で行っています。対象となるゴミは燃えるゴミ、燃えないゴミ、ビン・カン類です。粗大ゴミ収集のみ無料です。粗大ゴミ以外のゴミを出される人は、たとえビン・カン類だけしか出さなくても有料になります。料金は1カ月・1世帯 720円です。ゴミを出していて申込みをしていない人

(料金を払われていない)人は、役場保健衛生係で申込みをしてください。



## 妊婦相談



## ワンポイントアドバイス

夏になると、「あせもに悩まされる」という人も少なくないでしょう。首やひじの内側、ひざの裏やわきの下などによくできます。特に気温の高い場所や働く人や乳幼児、太っている人や多汗症の人にできやすいといえます。では、どうしてあせもができるのでしょうか。

### あせもの予防

## 皮膚を清潔に保つ

汗は酸性で、雑菌の繁殖を防ぎますが、そのままほっておくとアルカリ性になり、逆に雑菌の繁殖が盛んになって、汗腺がふさがれます。そのため、汗が出るに任せておくと、皮膚の表面にあるケラチンと呼ばれる硬いタンパク質層にたまり、水ぶくれをつくり、これが、あせもの初期で、水ぶくれが透き通って見えます。これを「水晶様あせも」といいます。この段階では、かゆみも痛みもありません。

パウダーで、皮膚の表面の汗を吸い取るのもいいでしょう。ただし、付け過ぎると皮膚の表面を覆って発汗を妨げ、かえってあせもの原因になりますので、注意してください。

## 幼児がイヌ回虫で失明！ なんてことにならないように

ほとんどの子犬には、イヌ回虫が寄生しています。砂場などで子供が遊んだ場合、子犬のフンで汚染されていることが多いので、幼児の手指に虫卵が付着し感染しがちです。こうして、もしも口から虫卵が入ると失明したりすることもあるのです。

ペットと接触したとき、砂場で遊んだ後などは、子供に手洗いをさせてください。このイヌ回虫症の予防には、飼い主が責任をもって幼犬の駆虫をするとともに、犬のフンをきちんと始末するマナーが要求されます。

